平成２１年（再ロ）第１９号
広島市南区向洋大原町36番27号
再生債務者　原本　　学
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第４号
三重県桑名市大字五反田2325番地
再生債務者　前橋　実男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日　津地方裁判所四日市支部

平成２１年（再ロ）第４８号
宮城県名取市下余田字中荷651番地の１　スウィング201号
再生債務者　白井　貴之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３１号
千葉県市川市中山１丁目18番４号
再生債務者　井上　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第４号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳375番地２パストラル三池原１棟101号
再生債務者　岩元　洋平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（再ロ）第３３号
千葉市中央区星久喜町1148番地21
再生債務者　並木知香子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１３号
青森県平川市館田前田303番地３
再生債務者　古川　秀美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日　青森地方裁判所弘前支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成22年３月23日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項の規定に基づき公告します。
平成 22 年３月 31 日
東京都豊島区池袋２―55―３パー蔵ンヴ池袋３階　　全日本洋菓子厚生年金基金
清算人　北野　　茂

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成22年３月23日をもって清算結了したので、厚生年金基金令第43条の規定に基づき次のとおり公告します。
1．清算人氏名　北野　　茂
2．住所　埼玉県さいたま市北区櫛引町２―574―２
平成 22 年３月 31 日
全日本洋菓子厚生年金基金

企業年金基金変更公告

びわこ銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　大阪府大阪市中央区西心斎橋１丁目２番４号
2．旧事務所の所在地　滋賀県大津市中央４丁目５番12号
3．変更年月日　平成22年３月１日
平成 22 年３月 31 日
びわこ銀行企業年金基金
理事長　小杉　健二

会社その他公告

合併公告

平成二十二年三月二十三日開催の甲の臨時総会、乙の通常総会において、左記組合は合併して甲は、乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。
以上、水産業協同組合法第六十九条において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。
平成二十二年三月三十一日
青森県五所川原市十三羽黒崎一三三番地
（甲）十三漁業協同組合
代表理事組合長　工藤　伍郎
青森県五所川原市脇元赤川一八八番地
（乙）脇元漁業協同組合
代表理事組合長　工藤　理一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.sumiseki-materials.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　一四一頁（号外第一三八号）
平成二十二年三月三十一日
東京都港区新橋六丁目一六番一二号
（甲）住石マテリアルズ株式会社
代表取締役　長崎　駒樹
札幌市中央区北一条東二丁目五番地二
（乙）日本商事株式会社
代表取締役　成田　　充

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年五月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年三月三十日、乙の臨時株主総会の承認決議は平成二十二年三月九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年三月三十一日
東京都中央区日本橋室町三丁目二番一五号
（甲）高橋カーテンウォール工業株式会社
代表取締役社長　高橋　武治
東京都中央区日本橋室町三丁目二番一五号
（乙）有限会社ティーケー興産
代表取締役社長　高橋　敏男

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年六月一日であります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十九日
掲載頁　一五一頁（号外第一二八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十四日
掲載頁　一三六頁（号外第一五五号）
平成二十二年三月三十一日
埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番地二
（甲）東芝モバイルディスプレイ株式会社
代表取締役　大井田義夫
兵庫県姫路市余部区上余部五〇番地
（乙）ティー・エフ・ピー・ディー株式会社
代表取締役　山口　秀則

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年五月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年三月三十日、乙の臨時株主総会の承認決議は平成二十二年三月九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年三月三十一日
東京都中央区日本橋室町三丁目二番一五号
（甲）高橋カーテンウォール工業株式会社
代表取締役社長　高橋　武治
東京都中央区日本橋室町三丁目二番一五号
（乙）有限会社ティーケー興産
代表取締役社長　高橋　敏男